

(参考3) 石綿の製造等が完全に禁止されていない国等における規制状況の例

※ 下記の国以外にも石綿の製造等が完全に禁止されていない国等が存在することが考えられる。

出典：「国際安全衛生セミナー報告書」（中央労働災害防止協会（平成21年度 厚生労働省委託業務））（抄）

II 各国発表概要

第1日

1 ラオス

2) ラオスにおけるアスベスト対策

- ・アスベストに関する特別の法令規則はないが、目下その取扱いについての規制を立案中(2010年に承認される予定)
- ・2015年～2020年の間、輸入を禁止する。

2 韓国

1) アスベストの使用

2000年から、クロシドライト及びアモサイトの使用・輸入は禁止された。2003年からアクチノライト、トレモライト、アンソフィライトについても使用・輸入が禁止された。2007年にアスベスト含有製品の段階的禁止計画を開始して以来、アスベスト含有製品の輸入が急激に減少している(当該含有製品の輸入は2000年から2006年にかけて増加していた)。2009年から、すべてのアスベスト含有製品についての製造、輸入及び使用が禁止された。

3 中国発表（国家安全生産監督管理総局）

1) 労働衛生を所管する官庁は、衛生部と国家安全生産監督管理総局

2) アスベストに係る政策の推移

- ・2002年：クロシドライトの使用禁止
- ・2005年：すべての角閃石石綿の輸出入に係る禁止貨物類の公布
- ・2007年：クリソタイトの安全かつ合理的な使用についての提案
- ・2008年：クリソタイトの製造、流通、使用についての管理規定を立案

4 シンガポール

2) アスベスト規制の変遷

- ・1988年：建材用のアスベスト使用の禁止
- ・1989年：アスベスト原材料の輸入の禁止
- ・1989年：工場（アスベスト）規則を改正し、請負者、事業者に作業開始前にアスベストの有無の調査と人材開発省への届出を義務付け
- ・1996年：アスベスト含有のブレーキ又はクラッチを有する車両の使用及び輸入の禁止
- ・2008年：クリソタイト含有製品(建材を除く)を免許制度とした

第2日

1 カンボジア

1) アスベストの現況

- ・クリソタイト、クロシドライト、アモサイト、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライト等はいずれも製造及び使用について禁止されていない。

2 ブルネイ

2) アスベストの使用

- ・1950年代に使用が始まったと思われる。
- ・1994年に健康省が特に建設業におけるアスベスト含有品の取扱いに関する指針を制定した。
- ・国家開発省も政府のプロジェクトにおける建築物の改修と建設に関しすべてのアスベスト含有品の使用を禁止する行政規則を制定している。

3 ベトナム

2) 健康問題

- ・ILO162号条約に基づき、政府はクリソタイルのみの使用を許容し、角閃石石綿は管理し、その輸入を全面禁止した。

4 タイ

4) 有害物質法による規制

- ・クリソタイルの製造、輸入、輸出または所有については許可制。
- ・その他のアスベストは、禁止：1995年～クロシドライト、2001年～アモサイト、2009年～アンソフィライト、トレモライト、アクチノライト

5 中国（疾病コントロールセンター）

4) 結言

- ・クロシドライト含有品は、2002年以降、取り除かれている。
- ・アスベストを自動車産業における摩擦剤としての使用を2003年以降から禁止している。

出典：平成20年度 環境省請負業務「平成20年度アジア諸国における石綿対策技術支援業務」報告書（平成21年3月31日）（抄）

セッション5（アジア各国におけるアスベスト問題の現状）

中国からは、世界的に主要なアスベストの生産・使用国であるが、アスベストの規制の強化を進めているとの現状について説明がなされた。インドネシアからは、主に環境保全の観点からのアスベストの規制状況や、使用が認められているクリソタイルの使用状況についての説明がなされた。マレーシアからは、労働者の暴露状況に関する調査結果や、現在政府内で議論が行われているアスベストの使用禁止に関する様々な提案についての紹介があった。ベトナムからも同様に、アスベストの使用状況及び規制状況について説明がなされるとともに、今後の取組の強化に向けた課題・提案や国際協力への期待が述べられた。

出典：平成21年度 環境省請負業務「平成21年度アジア諸国における石綿対策技術支援業務」報告書（平成22年3月31日）（抄）

セッション2（アジア諸国における石綿対策の取組）

インドネシアでは、省庁横断的なワーキンググループを組織し、石綿の使用に関する技術指針の策定を進めている。作業環境中の石綿測定の必要性も認識している旨、説明がなされた。

ラオスからは、化学物質管理のための法規制はあるが、石綿を対象としたものはない。また石綿測定機器もなく、利用者や作業者は石綿の危険性について十分に理解していないため、日本の専門家に石綿規制に関する法制度や戦略の策定、石綿管理に関する研修課程の提供等の支援があれば役立つ旨、説明がなされた。

マレーシアからは、ILOの動向も踏まえて石綿禁止政策を提案中であり、2009年より業界との対話を行ってきた等の説明がなされた。

フィリピンからは2000年施行の化学物質管理令（Chemical Control Order：CCO）により、石綿規制が導入されたが、まだ不完全な部分があり改善が必要であることと、規制対象となる製品の判別が難しい、測定・分析のキャパシティが乏しいなど、政策の実施面で課題が残されている等の説明がなされた。

ベトナムからは、石綿に関する公衆の意識啓発活動を実施しているほか、省庁横断的な課題や社会・経済的な諸問題への取組みを行っている等の説明がなされた。